

稅務相談室

贈与税

追加的経済対策の一環

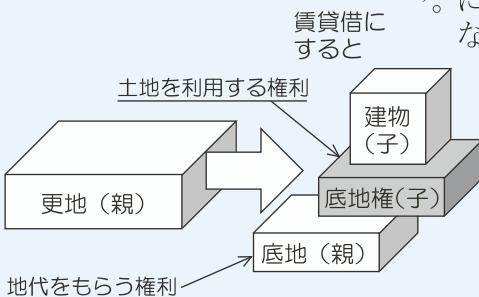
税制改正法案が6月19日に成立しました。ここで新設された贈与税の特例に関連して、あるオーナーから次のような相談がありました。タイムリーな事例でしたので今回はこれを紹介します。

人だとしたら、決してタダでは貸さないでしよう。だから、たとえ親子間であつたとしても、せめて地代くらいは取らないと贈与になるのではないかと考える人がいるかもしれません

ところが、この場合、むしろタダの方がいいのですもし、ここで地代を取る

と、その貸借関係は「賃貸借」となり、土地を利用する権利（借地権）を息子さんに贈与したものとみなされ

ます。借地権の評価額は地域によって異なりますが、土地の価額の3割から5割程度になりますので、贈与税が課されたら大変なことがあります。



A 1 タダで貸すことについて

もし、家を建てるのが他

ら問題になりますか？

A2 住宅取得資金の贈与の特例

冒頭に述べたとおり、住宅取得資金について贈与税の非課税枠が新設され

この特例を併用すると、0万円までの贈与については贈与税がかかりません。この特例は次に列举する」とおり使い勝手のいい制

ただし、使用貸借としているあなたの土地について相続が発生したときは、その土地は建物が建つてない土地（更地）として評価されます。

んは「使用借権」という弱い権利しか取得しません。使用借権の評価額はゼロですから、贈与の問題は生じません。

そこで、地代をタダにするか、地代を敷地の固定資産税相当額以下に抑えると、その貸借関係は「使用貸借」ということになり、息子さ

度です。贈与税の基礎控除
あるいは、相続時精算課税
制度に先立つて優先的に
これを活用することをお
薦めします。

①この特例は、贈与税の基礎控除、あるいは相続時精算課税制度と併用することができます。従って、贈与税の基礎控除と併用した場合は610万円（500万円+110万円）までの贈与について、相続時精算課税

②この特例の適用を受けるためには、贈与を受けた翌年の3月15日までに、この特例の適用を受ける旨の申告手続きをする必要があります。

制度と併用した場合は4000万円(5000万円+3500万円)までの贈与について贈与税がかかりませ

②相続時精算課税制度を併
った贈与は相続税の課税の
対象に加えられますが、こ
の特例を使つた贈与はそ
れがありません。

③相続時精算課税制度が使えるのは親子間の贈与に限られますが、この制度は祖父母からの贈与についても使えます。

ただし、次の点にご注意ください。